

保育園嘱託医設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市立保育園及び保育・子育て総合支援センター（以下「市立保育園等」という。）に設置する保育園嘱託医（以下「嘱託医」という。）の職務内容、任用、勤務条件等について必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 嘱託医の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員とする。

(職務内容)

第3条 嘱託医は、市立保育園等の保育園児の健康診断、健康管理等を行う。

(職の名称及び定数)

第4条 嘱託医の職の名称及び定数は、別表第1のとおりとする。

(職務の原則)

第5条 嘱託医は職務を行うに当たり、特に次の各号に留意しなければならない。

- (1) 園児の人格、プライバシー等を侵害するおそれのある行為をしてはならない。
- (2) 職務上知り得た事項及び園児個人にかかわる情報を他へ漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- (3) 保育園長及び関係職員と常時密接な連絡を保持しなければならない。

(任用要件)

第6条 嘱託医は、次の要件に該当する者とする。

- (1) 医師の資格を有する者
- (2) 児童福祉に対する理解と熱意があり、人格、見識に優れている者

(3) 心身ともに健康である者

(任用)

第7条 嘱託医は、前条の任用要件に該当する者のうちから、こども未来局保育事業部長が選考の上、総務企画局人事部長の合議を経て市長が任命する。

(任用の期間)

第8条 嘱託医の任用の期間（以下「任用期間」という。）は、原則として、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内でこども未来局長が定めるものとする。

2 市長は、任用期間を満了した嘱託医の任用期間を更新することができる。

(任用条件の明示)

第9条 嘱託医の任用に際しては、その者に対して任用期間、報酬その他の任用条件を明示するものとする。

(退職)

第10条 嘱託医は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

(1) 任用期間が満了した日

(2) 退職を願い出て承認があった日

(3) 死亡したとき。

(解職)

第11条 嘱託医が次の各号のいずれかに該当するときは、市長はその職を解くことができる。

(1) 勤務成績が良くないとき。

(2) 心身の故障のため、その業務遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(3) その他その職に必要な適格性を欠くとき。

(勤務日、勤務時間等)

第12条 嘱託医の勤務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 勤務日数は、別表第2のとおりとする。
- (2) 勤務時間は、健診又は検診に必要な時間とする。
- (3) 勤務する園は、別表第3のとおりとする。
- (4) 前各号の規定にかかわらず、こども未来局保育事業部運営管理課長が別の取扱いをする必要があると認めたときはこの限りではない。

(特別休暇)

第13条 嘱託医に対して、川崎市特別職非常勤職員に関する要領(4川総雇第74号)に定めるところにより特別休暇を付与することができる。

(報酬)

第14条 嘱託医には第1種報酬及び第2種報酬を支給する。

- 2 第1種報酬の額は、別表第4のとおりとする。
- 3 第2種報酬の額は、嘱託員の通勤の事情等に応じ総務企画局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。
- 4 第1種報酬及び第2種報酬の合計額は、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例(昭和22年川崎市条例第12号)第1条第3項に定める報酬額の限度額を超えないものとする。
- 5 前各項に規定する第1種報酬及び第2種報酬の支給方法は、総務企画局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

(月の中途任用又は退職等の場合の第1種報酬)

第15条 嘱託医が、月の中途に任用された場合の当該月に係る第1種報酬の額は、当該月の初日から任用日前日までの間の本来勤務すべき日数に、第17条第1項に定める勤務1日当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を、前条第2項の第1種報酬月額から減額する。

2 嘱託医が、月の中途に退職した場合の当該月に係る第1種報酬の額は、退職日の翌日から当該月末日までの間の本来勤務すべき日数に、第17条第1項に定める勤務1日当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を、前条第2項の報酬月額から減額する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給するものとする。

(第1種報酬の減額)

第16条 嘱託医が、勤務日に勤務しないときは、有給の休暇を取得している期間を除き、その勤務しない1日につき、次条第1項に定める勤務1日当たりの第1種報酬額を減額して、第1種報酬額を支給する。

(勤務1日当たりの第1種報酬額)

第17条 嘱託医の勤務1日当たりの第1種報酬額は、第1種報酬月額に第12条で定める勤務日数を除して得た額とする。

2 前項の場合において、第1種報酬額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

(服務)

第18条 こども未来局保育事業部運営管理課長は、嘱託医について、その勤務状況を出勤簿により把握するとともに、その職について必要な服務規律が守られるよう指揮監督しなければならない。

2 嘱託医は、この要綱による職の信用を傷つけ、又は嘱託医の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 こども未来局保育事業部長は、嘱託医が服務規律に違反した場合及び心身の故障のためその業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合その他その職に必要な適格性を欠く場合は、直ちに総務企画局人事部長に報告するとともに、適切な措置を行うものとする。

4 前各項に定めるもののほか、嘱託医の服務は正規職員の例による。

(公務災害等の補償)

第19条 嘱託医の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによる。

2 嘱託医が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に勤務しない場合、当該期間に対する第1種報酬及び第2種報酬は支給しない。

(定めのない事項)

第20条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令の定めるところによる。

(委任)

第21条 この要綱の施行について必要な事項は、その都度こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

| 職の名称 | 定数 |
|-----------------------|----|
| 保育園嘱託医（35名乳児） | 1名 |
| 保育園嘱託医（60名0なし・併設園幼児分） | 1名 |
| 保育園嘱託医（60名0なし） | 1名 |
| 保育園嘱託医（90名0あり） | 5名 |
| 保育園嘱託医（90名産明定員あり） | 1名 |
| 保育園嘱託医（95名0あり） | 4名 |
| 保育園嘱託医（120名0なし） | 1名 |
| 保育園嘱託医（120名0あり） | 7名 |
| 保育園嘱託医（120名産明定員あり） | 3名 |
| 保育園嘱託医（130名0あり） | 1名 |
| 保育園嘱託医（155名産明定員あり） | 1名 |
| 保育園嘱託医（210名乳児分） | 1名 |
| 保育園嘱託医（210名幼児分） | 1名 |

別表第2（第12条関係）

| 職の名称 | 勤務日数 |
|-----------------------|------|
| 保育園嘱託医（35名乳児） | 月2回 |
| 保育園嘱託医（60名0なし・併設園幼児分） | 月1回 |
| 保育園嘱託医（60名0なし） | 月1回 |
| 保育園嘱託医（90名0あり） | 月2回 |
| 保育園嘱託医（90名産明定員あり） | 月2回 |
| 保育園嘱託医（95名0あり） | 月2回 |
| 保育園嘱託医（120名0なし） | 月1回 |
| 保育園嘱託医（120名0あり） | 月2回 |
| 保育園嘱託医（120名産明定員あり） | 月2回 |
| 保育園嘱託医（130名0あり） | 月2回 |
| 保育園嘱託医（155名産明定員あり） | 月2回 |
| 保育園嘱託医（210名乳児分） | 月2回 |
| 保育園嘱託医（210名幼児分） | 月1回 |

別表第3（第12条関係）

| 職の名称 | 勤務する園 |
|-----------------------|----------------------------|
| 保育園嘱託医（35名乳児） | 平間乳児 |
| 保育園嘱託医（60名0なし・併設園幼児分） | 平間 |
| 保育園嘱託医（60名0なし） | 北加瀬 |
| 保育園嘱託医（90名0あり） | 夢見ヶ崎、西宮内、有馬、 上麻生、高石 |
| 保育園嘱託医（90名産明定員あり） | 蟹ヶ谷 |
| 保育園嘱託医（95名0あり） | 東小田、下小田中、菅、生田 |
| 保育園嘱託医（120名0なし） | 中丸子 |
| 保育園嘱託医（120名0あり） | 藤崎、中原、津田山、 梶ヶ谷、菅生、平、中有馬 |
| 保育園嘱託医（120名産明定員あり） | 土橋、土淵、白山 |
| 保育園嘱託医（130名0あり） | 古川 |
| 保育園嘱託医（155名産明定員あり） | 川崎区保育・子育て 総合支援センター |
| 保育園嘱託医（210名乳児分） | 河原町 |
| 保育園嘱託医（210名幼児分） | 河原町 |

別表第4（第14条関係）

| 職の名称 | 第1種報酬（月額） |
|-----------------------|-----------|
| 保育園嘱託医（35名乳児） | 37,900円 |
| 保育園嘱託医（60名0なし・併設園幼児分） | 19,700円 |
| 保育園嘱託医（60名0なし） | 21,400円 |
| 保育園嘱託医（90名0あり） | 49,900円 |
| 保育園嘱託医（90名産明定員あり） | 49,900円 |
| 保育園嘱託医（95名0あり） | 49,900円 |
| 保育園嘱託医（120名0なし） | 32,500円 |
| 保育園嘱託医（120名0あり） | 53,000円 |
| 保育園嘱託医（120名産明定員あり） | 53,000円 |
| 保育園嘱託医（130名0あり） | 55,700円 |
| 保育園嘱託医（155名産明定員あり） | 55,700円 |
| 保育園嘱託医（210名乳児分） | 37,900円 |
| 保育園嘱託医（210名幼児分） | 30,500円 |